

第2次 京都府子どもの貧困対策推進計画

～ すべての子どもが将来の夢を実現できる社会の実現を目指す ～

令和2年3月

京 都 府

第2次京都府子どもの貧困対策推進計画の概要

計画の位置付け	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「都道府県計画」として策定
計画期間	令和2年4月から令和7年3月までの5年間
計画の進捗管理	PDCAサイクルに沿って実施し「京都府子どもの貧困対策検討会」で点検・評価
計画の基本理念	子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活保護世帯・ひとり親家庭は、10年で1.3～1.4倍に増加。母子家庭の半数以上で就労収入は200万円未満 ▶母子家庭の子どもの5人に1人が子どもだけで食事。母子家庭の小中学生の約40人に1人が夕食を1人で食べる孤食の状況 ▶家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、きめ細やかな学習支援が子どもの社会的自立に繋がる
当面の重点施策	これまで取り組んできた各種施策を引き続き実施するとともに、当面、次の4本の柱の施策について重点的に実施

1. 連携推進体制の構築

○地域における教育と福祉の連携の推進

- ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進
- ・市町村における貧困対策の窓口の明確化
- ・地域ネットワークの強化
- ・きょうとこどもの城づくり事業の推進 など

2. ライフステージに応じた子どもへの支援①

○養育環境の早期把握と早期対応

- ・市町村の母子保健・福祉施策との連携
- ・妊娠から子育てまでの包括支援

○幼児教育・保育の充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備及び人材の確保 など

○教育環境の整備・充実

- ・まなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラー等学校における人材の充実
- ・子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

○学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時の一人ひとりの状況に応じた継続的な支援
- ・不登校児童生徒への支援の充実
- ・「認知能力」と「非認知能力」を育成する学校モデルの構築

○地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・NPO・自治会等との連携による学習できる環境づくり
- ・フリースクール等との連携による不登校の子どもの支援 など

2. ライフステージに応じた子どもへの支援②

○教育環境の整備・充実

- ・まなび・生活アドバイザー等専門人材の配置等による教育環境の整備・充実
- ・京都府私学就学支援・相談センターの運営支援を通じた高校中退防止に係る環境整備

○学校における学習・個別支援の充実

- ・課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・不登校児童生徒への支援の充実

○地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実 など

○若者への生活支援・就業支援の充実

- ・若者の就職等の支援に関する条例に基づく、若者の就職・定着支援をオール京都府で実施

○ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭支援センターの機能強化 など

高校生

支援を必要とする若者

3. 経済的支援

○家計を支える親への就業支援

○子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援
- ・子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援の充実
- ・「京都式高校生あんしん修学支援制度」の充実

○生活安定のための経済的支援

- ・ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
- ・生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進 など

4. 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

○今後の対策に資する実態把握の調査研究等

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査

就学前

小・中学生

目 次

I はじめに	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の進捗管理	2
II 計画の基本理念と基本的視点	3
1 基本理念	3
2 基本的視点	3
III 子どもの貧困に係る現状と課題	4
1 子どもの貧困率の推移	4
2 生活保護世帯・ひとり親家庭の状況	4
3 貧困が及ぼす子どもへの影響	7
IV 重点施策	11
1 連携推進体制の構築	11
2 ライフステージに応じた子どもへの支援	13
3 経済的支援	21
4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進	22
V 重点施策体系	23
重点施策の体系図	23
VI 参考資料：用語解説	26
<参考> ① 子どもの貧困に関する指標一覧	27
② 子どもの貧困対策の推進に関する法律	30
③ 子供の貧困対策に関する大綱(概要)	33

I はじめに

1 計画改定の趣旨

子どもの相対的貧困率は平成24年の過去最悪の16.3%から平成27年には13.9%と12年ぶりに改善したものの、依然として子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長する環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が平成26年1月に施行され様々な取組が進められてきました。

さらに、令和元年6月に推進法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされ、市町村における積極的な取組が求められることになりました。

また、推進法第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が令和元年11月に見直されたところです。

京都府においては、平成26年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」を全国に先駆けて策定し、これまで本計画に基づき支援を実施してきたところです。

しかしながら、生活保護世帯やひとり親家庭が増加しており、生活保護世帯の子どもの高校・大学への進学状況、ひとり親家庭における子どもの保育所への入所や親の所得等において依然として厳しい状況が見られます。

このような中、現行の京都府子どもの貧困対策推進計画の計画期間が、令和2年3月で満了することに伴い、推進法や大綱の見直し及び現在の子どもを巡る社会状況を踏まえるとともに、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画とするため見直しを図るものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法等に基づく都道府県計画である「京都府子ども・子育て応援プラン」と整合を図るとともに、計画に基づく取組に当たっては、子どもの貧困対策に取り組むすべての知事部局と教育委員会、市町村及び関係機関が連携して進めることとします。

2 計画の期間

本計画は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

3 計画の進捗管理

- (1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。
- (2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

2 基本的視点

- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 義務教育を終えた後の社会的自立のできていない若者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもに対する社会的自立に向けた総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、経済的に困難な家庭に対する包括的支援の推進
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけるとともに、妊娠、出産期から社会的自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

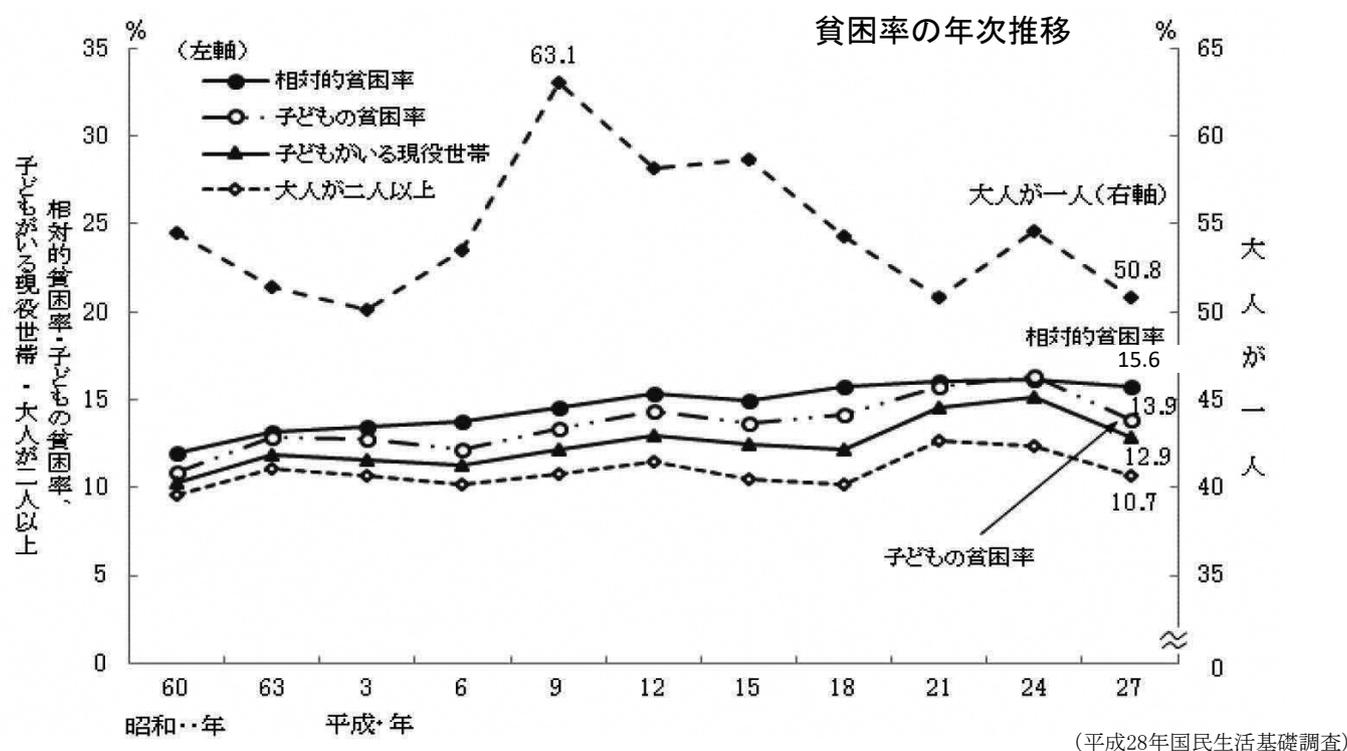
Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

1 子どもの貧困率の推移

- ・ 7人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす
- ・ ひとり親世帯の半数以上は貧困世帯

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査(平成24年)では16.1%であったものが平成27年は15.6%と改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も16.3%から13.9%と、過去最悪を示した前回調査から改善している。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と前回調査の54.6%からやや改善したものの、大人が2人以上いる世帯に比べて依然として高い水準となっている。貧困率が改善した要因は、雇用環境が改善し、子育てしながら働く女性が増えたためと考えられているが、経済協力開発機構(OECD)加盟国の「子どもの相対的貧困率」の平均を上回っている状況。

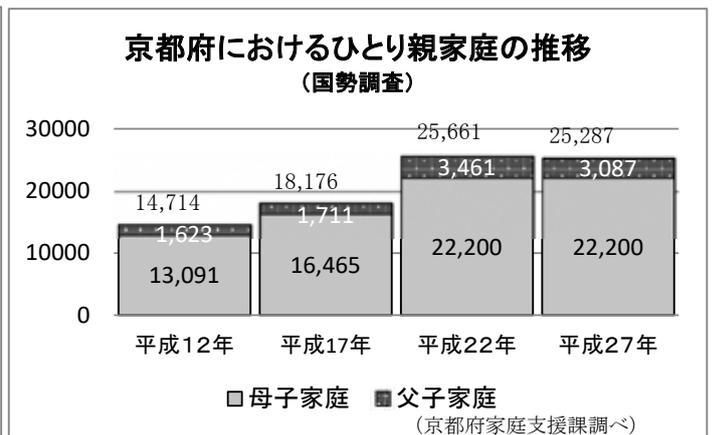
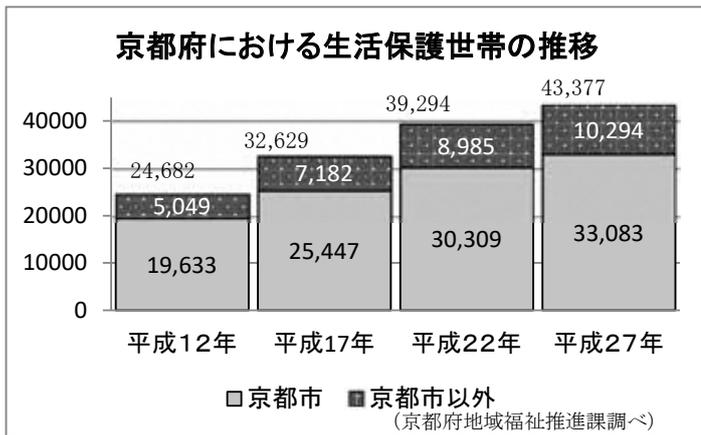


2 生活保護世帯・ひとり親家庭の状況

(1) 世帯数の推移及び就労収入

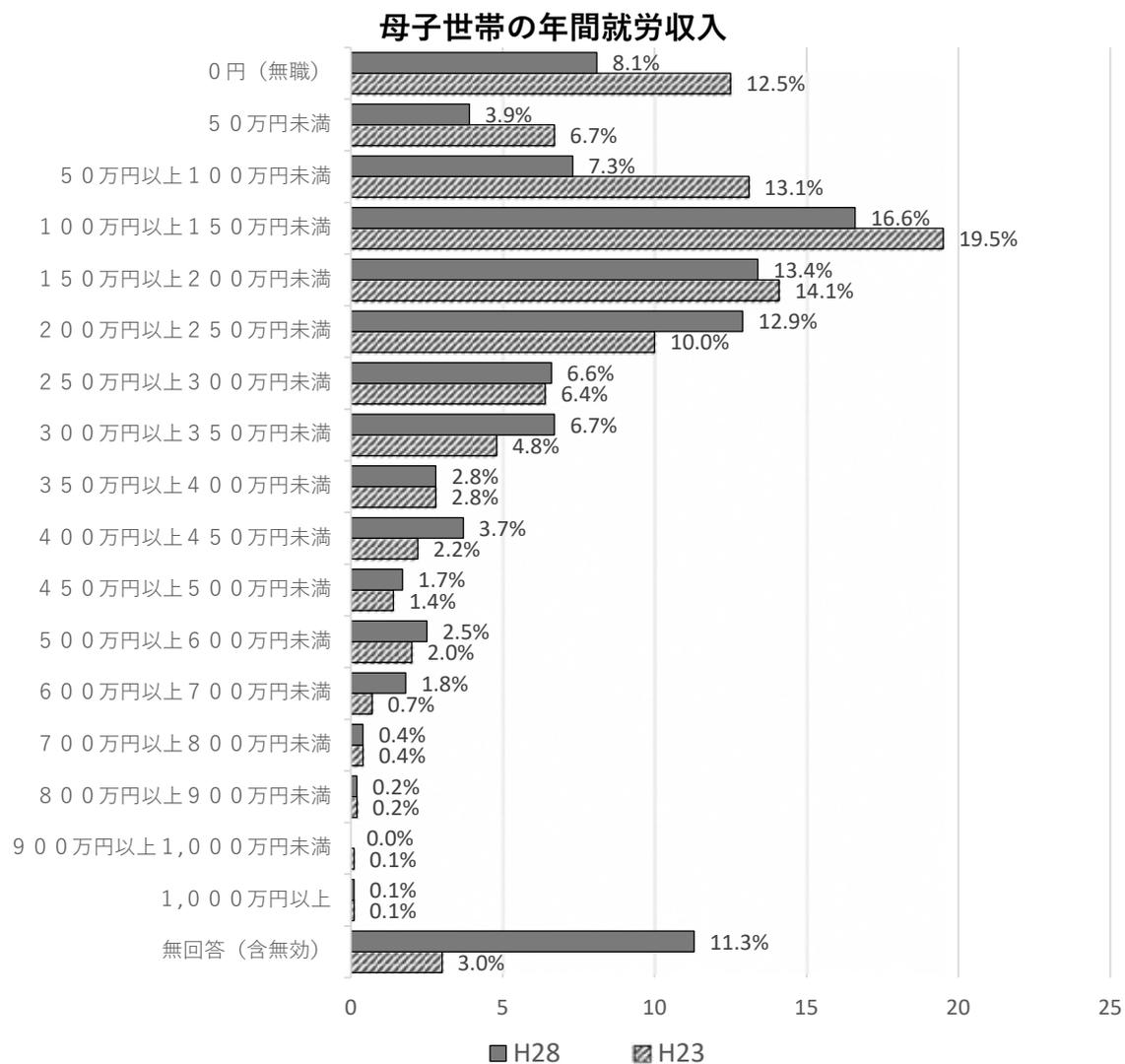
- ・ 生活保護世帯・ひとり親世帯は、平成17年からの10年で1.3~1.4倍に増加
- ・ 母子家庭の半数以上で就労収入が200万円未満

府の生活保護受給者は、令和元年11月時点で5万6,679人、世帯数は5万6,952世帯、保護率は2.19%と、依然として高い水準となっている。また、京都府におけるひとり親家庭は平成17年からの10年間で1.4倍に増加した。



平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査によると、母子家庭の平均年間就労収入は209万円と、前回(平成24年度)から39.6万円増加したものの、就労以外の平均収入(手当等)は50.7万円と合わせても259.7万円しかなく、また、200万円未満である世帯が55.6%と半数以上であり、依然とて厳しい状況にある。

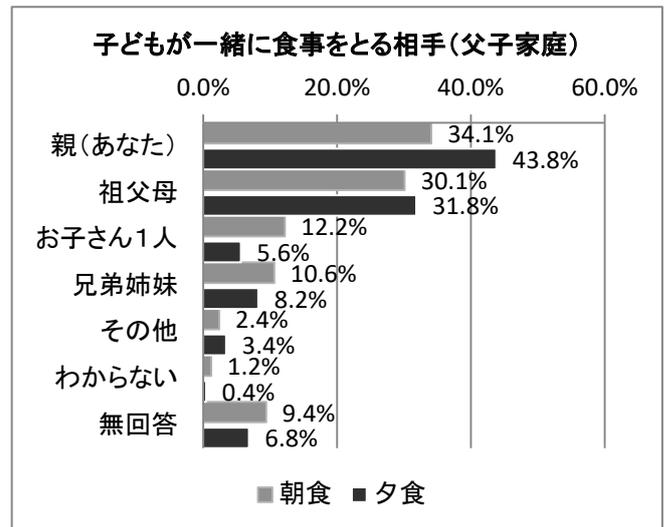
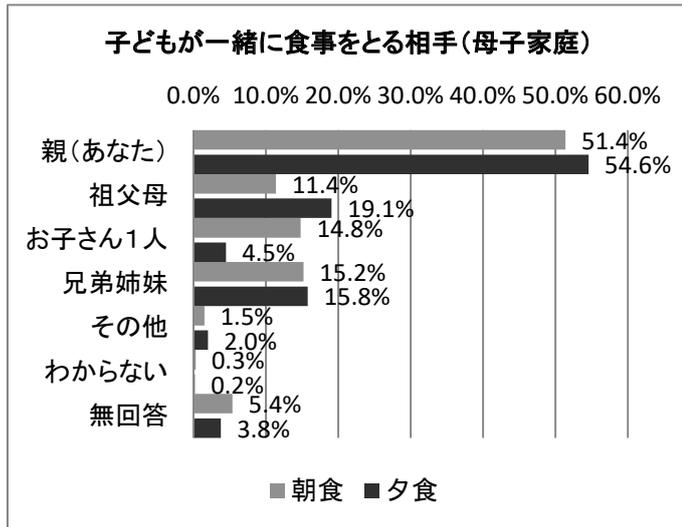
また、父子家庭の平均就労収入(358万円)との差が約150万円あり、父子家庭と比べても母子家庭は特に収入が少ない状況にある。



(2) 食事の環境

- ・ 母子家庭の子どもの5人に1人が子どもだけで食事
- ・ 母子家庭の小・中学生の約40人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態

子どもの食事相手について、母子家庭では子ども1人または兄弟姉妹と回答した割合が朝食30.0%、夕食20.3%と2割を超えており、子どもの5人に1人が子どもだけで食事をしている状況。そのうち末子が小・中学生の家庭で、夕食を子ども1人で食べている割合は2.4%となっており、小・中学生の約40人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態にある。

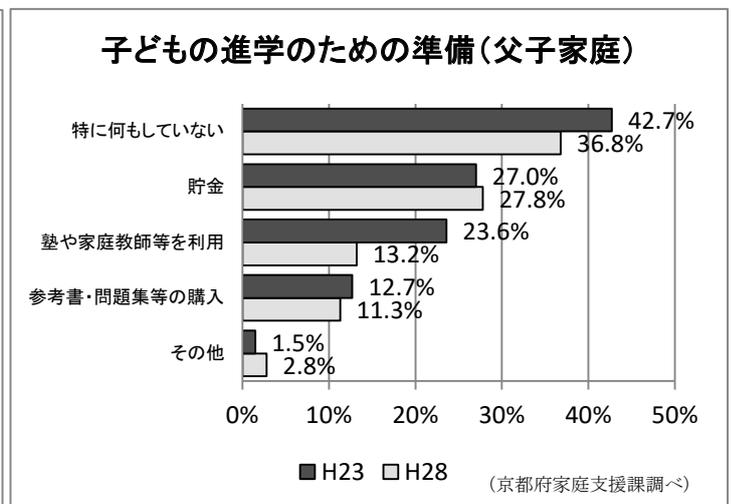
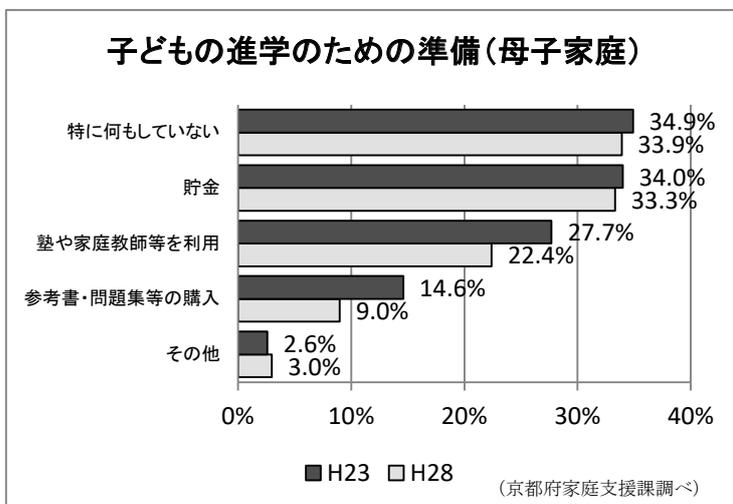


(平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査)

(3) 子どもの進学のための準備

- ・ 主に経済的な理由により、母子・父子家庭の3割以上が子どもの進学のための準備をしていない状況

子どもの進学のための準備について、母子・父子世帯の3割以上(母子33.9%、父子36.8%)が特に何もしていない状況。その理由として、大半の世帯が経済的に厳しいためと回答。(母子88.7%、父子70.5%)



(平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査)

3 貧困が及ぼす子どもへの影響

(1) 就学前

- ・ 保育所等へ入所できない状況は若干改善

子どもを保育所等に入所できない母子世帯の割合は平成28年度で2.0%となっており、前回調査(平成23年度)の4.7%から改善している。

【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位：%)

	母子家庭		父子家庭	
	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年
幼稚園	8.6	8.5	7.2	16.0
保育所	79.1	78.8	85.6	80.0
無認可保育所	1.0	2.0	0.0	0.0
保育所に入所できない	2.0	4.7	0.0	4.0
空きがない	1.6	3.2	0.0	0.0
求職活動中	0.2	1.4	0.0	4.0
費用が高い	0.2	0.1	0.0	0.0
上記以外の理由	—	—	0.0	0.0
通園していない	9.3	6.1	7.2	0.0

(京都府家庭支援課調べ)

(2) 小・中学生

- ・ 家庭の経済状況が学力に影響
- ・ 生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細やかな支援が必要

「全国学力・学習状況調査」の学力テストの結果において小学校6年生の国語の差がこの数年で縮小したが(府全体の平均正答数を1とした指数で比較)、すべての教科で府全体を下回っている傾向は変わっていない。

中学校卒業生徒の主な進路状況についても、全日制高校への進学率が府全体より低い状況は、平成25年以降変わっていない。

また、経済的に困難な家庭の子どもであっても、生活習慣・学習習慣が身につけていれば正答数が平均を上回るとともに、希望する進路が実現できている傾向が見られる。

- (注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。
2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭。)

「全国学力・学習状況調査」における学力テストの状況(平成25年度・30年度の結果)

◇学力テストの平均正答数

○ 小学校6年生

(単位:問)

	国語A		国語B		算数A		算数B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	8.8	6.7	2.9	2.7	12.7	6.0	5.2	2.9
準要保護家庭の子ども	10.3	8.1	4.3	3.9	13.9	7.9	6.8	4.5
府全体	11.9	8.7	5.2	4.4	15.1	9.0	7.9	5.3
【問題数】	18	12	10	8	19	14	13	10

○ 中学校3年生

(単位:問)

	国語A		国語B		数学A		数学B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	19.9	20.5	4.8	4.8	15.9	16.1	3.7	3.9
準要保護家庭の子ども	22.4	23.5	5.5	5.3	20.0	21.9	5.3	5.8
府全体	24.4	24.5	6.1	5.6	23.1	24.2	6.9	6.7
【問題数】	32	32	9	9	36	36	16	14

- (注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計
A問題とは「主として知識に関する問題」、B問題とは「主として活用に関する問題」
(京都府教育委員会調べ)

◇府全体の平均正答数を1とした指数による状況の比較

○ 小学校6年生

	国語A		国語B		算数A		算数B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	0.74	0.77	0.56	0.61	0.84	0.67	0.66	0.55
準要保護家庭の子ども	0.87	0.93	0.83	0.89	0.92	0.88	0.86	0.85
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 中学校3年生

	国語A		国語B		数学A		数学B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	0.82	0.84	0.79	0.86	0.69	0.67	0.54	0.58
準要保護家庭の子ども	0.92	0.96	0.90	0.95	0.87	0.90	0.77	0.87
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(京都府教育委員会調べ)

中学校卒業生徒の主な進路状況

(平成25年度中学校3年生及び平成30年度中学校3年生)

(単位:%)

		京都府					
		京都府		要保護家庭の子ども		準要保護家庭の子ども	
		H25	H30	H25	H30	H25	H30
高等学校等へ進学した者		99.0	99.1	96.5	94.6	98.3	98.2
高校	全日制	94.0	93.1	77.1	74.4	90.1	89.6
	定時制	1.5	1.2	10.2	4.2	3.4	2.1
	通信制	1.9	2.7	7.9	11.3	2.4	4.3
特別支援学校高等部		0.9	1.2	1.3	4.8	2.1	1.8
高等専門学校		0.8	0.9	0.0	0.0	0.3	0.4

(注) 府内の全公立中学校(京都市立を除く)悉皆調査

「高等学校等へ進学した者」とは、高等学校(全課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校へ進学した者

(京都府教育委員会調べ)

(3) 高校生

- ・ 家庭の経済状況が高校での中退率と大学進学率に影響
- ・ きめ細かな学習支援が、高校中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につながる

経済的に困難な家庭の高校生の状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的な生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

(注) 経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

平成30年度高等学校生徒状況一覧

(単位:%)

	京都府	
		生活保護世帯(※3)
高等学校中退率	1.4(※1)	6.3
大学等進学率	79.3(※2)	44.1

※1 平成30年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公立高等学校(通信制課程含む)

※2 令和元年度学校基本調査(文部科学省)より。国公立高等学校(全日制・定時制)卒業生

※3 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(4) 支援を必要とする者(非行・ひきこもりなど社会的自立に向けて支援が必要な者)

① 非行と貧困

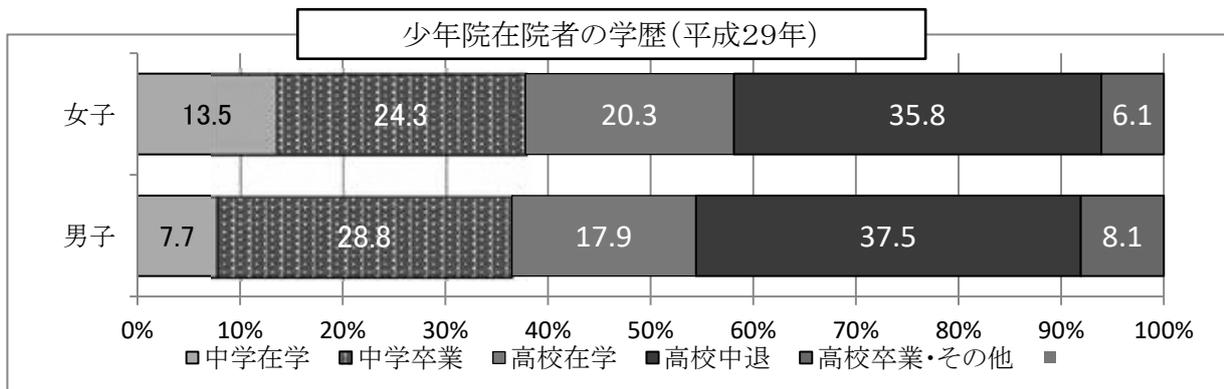
・ 非行の大きな要因は、家庭の養育力低下と学校不適応

子どもを非行に向かわせる大きな要因は、基本的な生活習慣の乱れを引き起こす家庭の養育力の低下や学力不振を背景とする学校不適応がある。

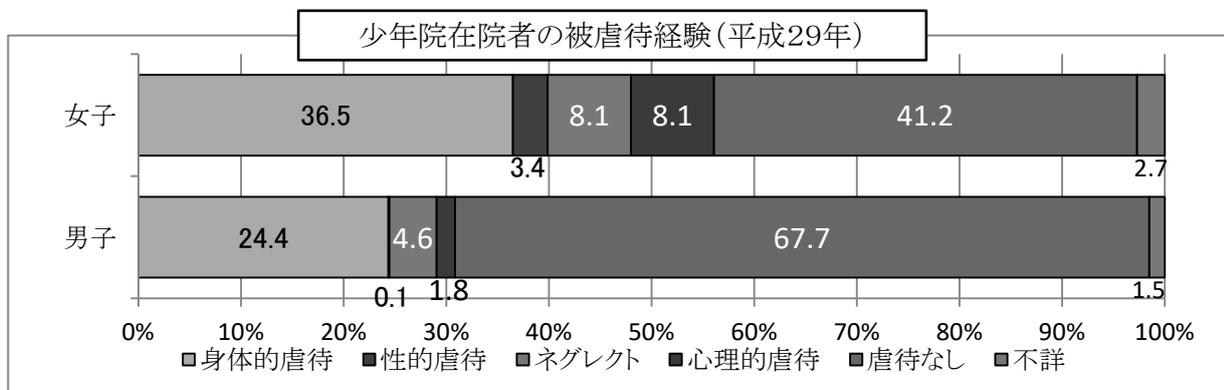
少年院に入っている子どものうち、中学在学者を除き、最終学歴が中学校卒業の者(高校中退を含む。)が男女とも7割程度を占めることから、将来貧困になる可能性が高いと考えられる。

また、少年院に入る子どもの家庭は、虐待、離婚、DV、親の問題行動(アルコール依存、薬物乱用)など、家庭の養育力に課題があるものが多く、その2割近くが貧困の家庭と言われている。

(内閣府 ユースアドバイザー養成プログラムより引用)



出典:法務総合研究所,2018,『平成30年度版 犯罪白書』

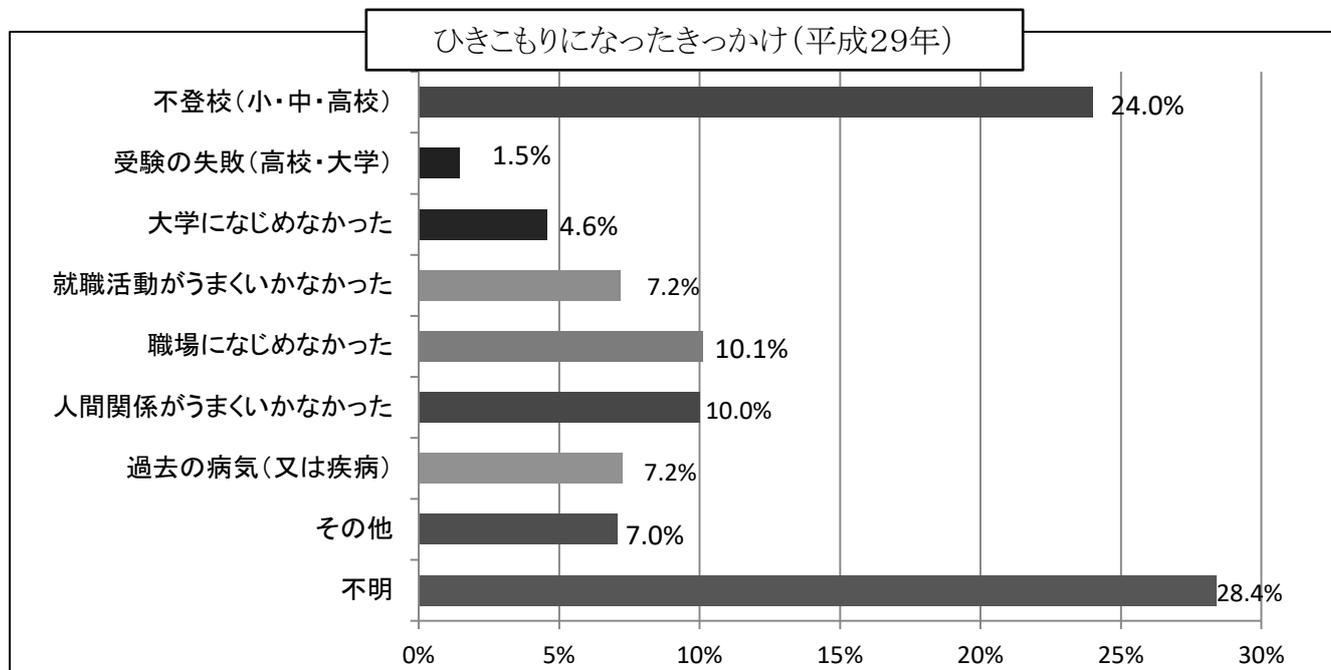


出典:法務総合研究所,2018,『平成30年度版 犯罪白書』

② ひきこもりと貧困

・ 社会適応・社会的自立に向けた総合的な支援が必要

京都府が29年度に実施した「ひきこもり実態調査」によると、ひきこもりになったきっかけは、「不登校」が24.0%と最も多く、「職場になじめなかった」10.1%、「人間関係がうまくいかなかった」10.0%となっており、不登校や就職に起因するひきこもり状態が、将来貧困になる可能性が高いと考えられる。



出典:平成29年度京都府ひきこもり実態調査

民生・児童委員による調査 548人、民間支援団体等による調査 557人、インターネットによる調査 29人 合計1,134に対して調査。人数については、各調査主体相互に重複する可能性がある

IV 重点施策

京都府においては、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージに応じた子どもへの支援」、「経済的支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として京都府独自の施策を含め、総合的・効果的な施策を推進していきます。

◆ゴシック体：重点的施策

1 連携推進体制の構築

【施策の方向性】

- ・ 学校を起点として、行政、教育機関、地域のNPO、民生・児童委員等関係団体が一丸となり、それぞれの役割において経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組みます。
- ・ だれ一人取り残されることなく、すべての子どもに支援が届くよう、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

【具体的な取組】

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化(学校プラットフォーム)

◆ 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備

- ・ 困難な状況にある子どもを早期に把握し、必要な支援に繋げるために「まなび・生活アドバイザー(京都式スクールソーシャルワーカー)」の重点配置等による充実を図るとともに、学校からの相談を一元的に受け付ける窓口を福祉事務所や児童福祉部門等に整備することにより、支援を必要とする子どもたちが必要な施策に結びつく支援を図ります。

このために、当面は小学校を対象に数市町村においてモデル的に教育と福祉との連携体制を構築し、本計画の計画年度内に実施範囲及び内容の段階的な充実を図ります。

◆ 人材育成の推進

- ・ まなび・生活アドバイザーがスクールソーシャルワークの視点で支援を行うための対応力向上のため研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- ・ あわせて、支援に必要な児童・生徒を早期に対応するために、学校における教職員に対する研修体制の推進を図ります。

○ 学校と地域による総合支援

- ・ 小中学校に配置するまなび・生活アドバイザーと福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員等の福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築します。
- ・ まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの外部専門家を未配置校にも派遣し、子どもの状況に応じた学習支援や福祉施策に繋げていく取組を実施します。
- ・ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

(2) 関係機関・団体の連携推進

◆ 市町村における子どもの貧困対策の窓口の明確化

- ・ 市町村計画の策定を支援するとともに、市町村の子どもの貧困対策の窓口や役割を明確化し、支援が必要な子どもや保護者が住み慣れた地域で支援を受けられる仕組みづくりを推進します。

◆ 地域ネットワークの強化

- ・ 保健所・市町村・教育機関・NPO法人等の連携をより強化するため、福祉圏域におけるネットワークの強化を図り、子どもの貧困に係る情報共有等を促進し迅速に課題解決を図ります。

また、それぞれの機関において、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会等と情報共有が可能となる仕組みを検討します。

◆ きょうとこどもの城づくり事業の推進

- ・ すべての子どもが夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指し、こどもの居場所をはじめとするこどもの城づくり事業の実施箇所を増やすとともに、地域偏在の解消を図ります。
- ・ 子どもたちに学習や生活習慣を指導するための人材の養成・確保をします。
- ・ こどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行うとともに、事業者による交流会や研修会を開催することにより、運営に係る課題への対応策を共有するなど事業運営の質の向上を図ります。
- ・ 子どもの居場所等を通じて、子どもたち同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

◆ 市町村支援の充実

- ・ 子どもの貧困対策に取り組む市町村に対して、計画策定及び支援施策の推進に向けた助言及び支援の充実を図ります。

○ 連携支援

- ・ 就学前後の連続性のある指導・教育を進めるため、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携・円滑な接続を推進します。
- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

就学前

【施策の方向性】

- ・ 市町村と連携して、妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 就学前の早い時期での支援に繋げるために、保育士や幼稚園教諭等に係る人材確保と質の向上を図ります。

【具体的な取組】

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

◆ 市町村の母子保健・福祉施策との連携

妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況に関わらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、市町村の子育て世代包括支援センターの設置・運営の支援を行うとともに、乳幼児健康診査等を通じ、困窮世帯やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を構築します。

○ 妊娠から子育てまでの包括支援

- ・ 乳児のいるすべての家庭へ訪問(乳児家庭全戸訪問)し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。
- ・ 健診未受診等で所在が確認できない児童等については、早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。
- ・ 市町村子育て世代包括支援センターに母子保健と子育て支援の専門職員を配置し、訪問型の支援を含むプランを作成し、子ども家庭総合支援拠点等の関係機関と連携してきめ細かい支援を実施します。
- ・ 若年妊婦、予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など継続支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関との連携・情報共有システムの更なる充実・強化を図るとともに、きょうと子育てピアサポートセンター、市町村、NPOが連携し相談体制の充実を図ります。

(2) 保育・幼児教育の充実

- ◆ 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
 - ・ 幼児教育アドバイザーの配置等により、保育・幼児教育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携を強化します。
- ◆ 保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備及び人材の確保
 - ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を計画的に進めるとともに保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保と質の向上を図ります。
- 保育人材等の確保・質の向上
 - ・ すべての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
 - ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
 - ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。
- 子育て環境の整備
 - ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組めます。
 - ・ 教員や保育士のOBである家庭教育アドバイザーが子育て世代包括支援センター等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を訪問するなど、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目のない支援を行います。
- 幼児教育の推進体制の拡充
 - ・ 幼児教育アドバイザーを配置し、保育・幼児教育の質の向上を図り、幼稚園等から小学校への円滑な接続を実現するとともに、府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置を進めます。
- 社会的養護の推進
 - ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。

小・中学生期

【施策の方向性】

- ・ 小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取り組みます。
- ・ 不登校やひきこもり等の支援が届きにくい子どもたちや保護者に対する支援に取り組みます。
- ・ こどもの居場所等を通じて、NPO法人等の地域団体と連携して、身近な場所できめ細やかな学習支援や生活支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- まなび・生活アドバイザー等学校における人材の充実
 - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度に繋げていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
 - ・ 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細やかな指導ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。
 - ・ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。
- ◆ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
 - ・ 中高生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成するとともに、児童生徒が進路等を検討する前に配布するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細やかな支援に努めます。
- 学校不適応や不登校などへの相談支援体制の整備
 - ・ 学校不適応や不登校など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センターの運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
 - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。
- 社会的養護の推進
 - ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。〈再掲〉

(2) 学校における学習・個別支援の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- ・ 小学校段階におけるつまづきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細やかな学習支援を実施します。
- ・ 子ども一人ひとりが、自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、地域社会と連携した体験的な学習活動やライフデザインを考える学習を進めるなど、それぞれの発達の段階に応じたキャリア教育を進めます。
- ・ あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れるなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- ・ 子どもが耕作・育成・収穫・調理・食事を体験するなど、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心をはぐくむ実践型の食育に取り組みます。
- ・ 中学校入学後の早い時期からの実施を含めて、基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた補充学習の実施など、子どもの学力のさらなる向上を図る取組を推進します。
- ・ 幼児期の教育から中学校教育までの学びの連続性・一貫性を通して、困難な状況に置かれている子どもを含むすべての子どもたちに、未来の社会の創り手として必要な力となる「認知能力」と「非認知能力」をともに育成する学校モデルを構築します。

◆ 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 不登校児童生徒への支援を充実するため、市町村が設置する教育支援センター(適応指導教室)に専門職員を配置する等、機能充実を図ります。
- ・ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センター(早期支援特別班)が学校や市町(組合)教育委員会と連携し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。

(3) 地域における支援の充実

- ◆ 相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
 - ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにも相談しやすい環境を整備します。
 - ・ 相談窓口から京都府や市町村等の担当窓口へと支援を必要とする者を円滑に誘導できるようマニュアルを整備するとともに相談窓口の専門機関としての質の向上を図ります。
- 地域で子どもを支える支援体制の充実
 - ・ 子どもの貧困対策に取り組むNPO等と連携し、自然体験や子どもの集団活動の場の提供を図ります。
 - ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
 - ・ NPOや自治会等と連携を図り、学習に課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
 - ・ NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
 - ・ 府の支援を受けて子どもの居場所づくり、子ども食堂等を行う団体に図書の出借を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。
 - ・ 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援や読書支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
 - ・ 不登校傾向にある子どもに対し、関係機関と連携して野外活動等様々な体験を重ねる場を提供するとともに保護者に対し、専門家による教育相談や相互交流の場の提供を図ります。
 - ・ 家庭や地域の絆、子どもを慈しみはぐくむことの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。
 - ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。

高校生期～

【施策の方向性】

- ・ 学校における相談・指導体制の充実を図り、大学・企業や就労支援関係機関と連携し、中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな学習支援とキャリア教育に取り組みます。
- ・ 支援制度や奨学金制度について子どもが気軽に相談できる窓口を整備します。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- 専門人材の配置等による教育環境の整備・充実
 - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。＜再掲＞
 - ・ 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細やかな指導ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。＜再掲＞
 - ・ 昼間2部制の府立清明高校に続き、府北部に昼間定時制の府立清新高校を開設し、単位制を生かした柔軟な教育システムと教育内容により、個々の生徒に応じた社会的自立を支援します。また、そこで培った教育内容・手法を他校にも波及します。
 - ・ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。＜再掲＞
- 高校中退防止に係る環境整備
 - ・ 府立高校ではスクールカウンセラー等による相談体制を充実させるとともに、学力不足による中退等を防止するため、義務教育段階の学び直しが必要な生徒に個別補習等の支援を実施します。
 - ・ 学校不適應など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援・相談センターの運営支援を通じて、中退防止など高校修学継続のための環境を整えます。
- ◆ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化(再掲)
 - ・ 中高生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成するとともに、生徒が進路等を検討する前に配布するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細やかな支援に努めます。
- 相談支援体制の整備
 - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関すること不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。＜再掲＞

(2) 学校における学習・個別支援の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢や希望を持てるように、自律的に学習できるように支援するとともに、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
- ・ 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートなどを活用し進路意識の醸成を図るとともに、地域と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。
- ・ 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
- ・ 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
- ・ 高校に就職支援教員を配置し、就職希望生徒に対する就職相談、求人事業の開拓等を行い就職を支援します。
- ・ 特別支援学校生徒を対象に、外部機関等と連携し清掃や接客など4分野の職種別技能を客観的に評価する京しごと技能検定を実施することで、職業的自立と就労意欲の向上を目指します。

◆ 不登校児童生徒への支援の充実(一部再掲)

- ・ ひきこもりがちな不登校生徒に対して、脱ひきこもり支援センター(早期支援特別班)が学校等と連携し、不登校生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。

(3) 地域における支援の充実

◆ 相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)(一部再掲)

- ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにも相談しやすい環境を整備します。
- ・ 自立就労サポートセンターを通じた定時制・通信制高校生や高校中退者の就労支援を進めます。
- ・ 相談窓口から京都府や市町村等の担当窓口へと支援を必要とする者を円滑に誘導できるようマニュアルを整備するとともに相談窓口の専門機関としての質の向上を図ります。

○ 相談支援体制の整備

- ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。〈再掲〉

支援を必要とする者

【施策の方向性】

- ・ 高校を中退した者やひきこもりなど、社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、寄り添い支援に取り組みます。
- ・ 声を上げられない、声を上げづらい子どもたちにいかに気付いていけるかという観点から、多様化する困窮に対応するため国籍や家庭環境に関わらず、すべての子どもや家庭への支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1)若者等への生活支援・就業支援の充実

◆ 支援体制の整備

- ・ 中卒後未就労者や高等学校中退者など、所属がなく支援が届いていない、又は届きにくい子どもに対して、学校や福祉等による支援に加え、SNSを活用した相談窓口の提供など継続的に支援を行える体制づくりを目指します。
- ・ 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、退所前から施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、関係団体等と連携し、気軽に相談できる居場所を設置するほか、生活資金や家賃等の貸付け、シェアハウスの活用など、自立した社会生活に向けて支援します。

○ 若者に対する就職・定着支援の推進

- ・ 若者がその希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、若者の就職・定着支援をオール京都で実施します。

○ ひきこもり・非行児童対策の推進

- ・ 脱ひきこもり支援センターにより、ひきこもりの早期把握・支援を行うとともに、訪問応援チーム「チーム絆」による相談支援や支援ネットワークの構築、社会参加支援を行う団体への補助、職親事業等を実施し、ひきこもり当事者の社会適応・自立までを一体的に支援します。
- ・ 非行等の問題を抱える若者に対して、一人ひとりに適した支援プログラムによる寄り添い型支援や、青少年支援団体等と連携した居場所づくりの推進により、非行再犯防止を図ります。

(2)ひとり親家庭等への支援

◆ ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援

- ・ ひとり親家庭等の子どもが親の就労環境により生活の質の低下につながらないように、市町村やひとり親家庭自立支援センター、地域団体等を通じて支援を図ります。

◆ 京都府ひとり親家庭「支援推進月間」の創設

- ・ ひとり親家庭に対する支援施策の周知を図り、必要な支援につなぐとともに、ひとり親家庭の親や子が社会で孤立することのないよう、社会全体で見守り支える機運の醸成を図ります。

◆ 京都府ひとり親家庭自立支援センターの機能強化

- ・ 相談に応じて作成するひとり親家庭の自立支援計画において、子ども自身の思いも確認し、親子ともに将来の目標を持ち自立できるよう支援します。

3 経済的支援

【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖を解消するために、家計を支える親の就労支援や子どもに対する就・修学に必要な経済的支援を、生活基盤が安定するまで継続して実施します。

【具体的な取組】

(1) 家計を支える親への就業支援

◆ 支援体制の整備

- ・ 生活保護世帯や生活困窮世帯等を中心に子ども支援だけでなく、保護者交流会等親支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の親や子の安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。
- ・ 京都ジョブパーク等と連携し、困難な状況にある家庭の親と子どもに対する就労支援を進めます。

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

◆ 高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援

- ・ 高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度を活用し、困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援を行います。

○ 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援の充実

- ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する3人目以降の0から2歳児の保育料免除事業及び保育所や認定こども園に通う3から5歳児の副食費支援事業を実施します。
- ・ 安心して小児医療を受診できる体制を図るため、中学生までの対象拡大及び自己負担上限額の引き下げを実施した子育て支援医療助成制度を、安定的に維持していけるよう取り組みます。
- ・ すべての子どもが安心して高校等での教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学のための給付金の充実を図るとともに高等学校修学資金貸与や通学費補助制度等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。
- ・ 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都式あんしん修学支援制度」を充実します。
- ・ 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
- ・ 経済的理由によって就・修学ができないことが生じないよう、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

(3) 生活安定のための経済的支援

- ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
 - ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、福祉資金貸付金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- 生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
 - ・ 生活保護を受給されている方には、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等により自立支援の取組を進めます。
- ◆ 就労・奨学金返済一体型支援事業の推進
 - ・ 「就労・奨学金返済一体型支援事業」の推進により、奨学金返済支援制度に取り組む中小企業等を支援し、奨学金の返還を行う若者が安心して働ける企業を増やします。

4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

【施策の方向性】

- ・ 子どもの貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもがおかれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 調査研究の実施

- 施策を適切に推進するためには、子どもがおかれている貧困の実状(生活や学力等)を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

V 重点施策体系

1 連携推進体制の構築

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化

- ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進
- ・こどもの学習・生活を支援するネットワークの構築
- ・外部専門家の派遣による福祉関係機関との連携推進
- ・教職を目指す大学生等による学習支援の補助

(2) 関係機関・団体の連携推進

- ・市町村における子どもの貧困対策の窓口の明確化
- ・福祉圏域における地域ネットワークの強化
- ・きょうとこどもの城づくり事業の推進
- ・市町村支援の充実
- ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進
- ・学校等が実施するキャリア教育への支援

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

就学前

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・市町村母子保健・福祉施策との連携
- ・乳児家庭全戸訪問等による養育環境の早期把握
- ・健診未受診児童の早期把握及び体制整備
- ・母子保健と子育て支援専門職員を配置し訪問支援
- ・医療機関等との連携による若年妊婦などの早期把握

(2) 保育・幼児教育の充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等の整備及び保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保及び質の向上
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対する研修の実施
- ・保育の魅力の発信や保育・教育経験者の再就業支援
- ・保育所や認定こども園等の就業環境の整備促進
- ・子どもを安心して育てられるよう子育て環境の向上
- ・就学前後の切れ目のない家庭教育支援
- ・幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置
- ・児童養護施設における家庭的養護や里親制度の推進

小・中学生期

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置拡充
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修の実施
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
- ・京都府私学修学支援相談センターへの運営支援
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進
- ・児童養護施設における家庭的養護や里親制度の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時から一人ひとりの状況に応じた支援
- ・小学校段階からの放課後学習などの学習支援
- ・発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ・子どもの様々な夢の実現を応援する取組の推進
- ・子どもの食に係る体験や関心を持つ食育の推進
- ・基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた中学生への補充学習の実施
- ・「認知能力」と「非認知能力」を育成する学校モデルの構築
- ・不登校児童生徒への支援の充実

(3) 地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・ひとり親家庭等子どもへの自然体験活動の機会等の提供
- ・放課後児童クラブの整備など子育て環境の向上
- ・NPO・自治会等と連携による学習できる環境づくり
- ・小学生とその保護者への食生活支援等の実施
- ・子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- ・フリースクール等との連携による不登校の子どもの支援
- ・不登校傾向にある子どもと保護者に対する支援
- ・社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進

高校生期～

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置拡充
- ・清明高校や清新高校において、単位制を活かした柔軟な教育システムを通じ個々の生徒の社会的自立を支援
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修実施
- ・スクールカウンセラー等による相談体制の充実・個別補習
- ・京都府私学修学支援相談センターへの運営支援
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ・課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・個々の状況に応じたキャリア教育の推進
- ・高等学校定時制課程生徒への夜間学校給食の推進
- ・義務教育段階の学び直しへの支援を実施
- ・高校に就職支援員を配置し就職希望生徒の就業を支援
- ・特別支援学校生徒の職業的自立と就労意欲の向上
- ・不登校児童生徒への支援の充実

(3) 地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進

支援を必要とする者

(1) 若者への生活支援・就業支援の充実

- ・所属がなく支援が行き届きにくい子どもに対して継続的に支援を行う仕組みづくりを目指す
- ・児童養護施設等退所者等に対する寄り添い支援の充実
- ・「京都府若者の就職等の支援に関する条例」による若者の就職・定着支援
- ・退所児童等のシェアハウス整備などの自立支援
- ・「チーム絆」によるひきこもり当事者への訪問等支援
- ・非行再犯防止のための寄り添い型支援等の推進

(2) ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援
- ・ひとり親家庭「支援推進月間」の創設
- ・ひとり親家庭自立支援センターの機能強化

3 経済的支援

(1) 家計を支える親への就業支援

- ・生活困窮世帯等の保護者交流会等親支援の実施
- ・ひとり親家庭の親や子に対する資格取得支援
- ・ジョブパーク等と連携した就労支援

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化や給付型奨学金制度の活用
- ・多子世帯の3人目以降の子に係る保育料の軽減及び副食費支援事業を実施
- ・子育て支援医療助成制度の取組
- ・高等学校等修学支援金等、低所得世帯への支援充実
- ・「京都式高校生あんしん修学支援制度」の充実
- ・高校等中途退学者の学び直しに対する授業料の支援
- ・各種援護制度をまとめた冊子等による制度周知

(3) 生活安定のための経済的支援

- ・ひとり親家庭への福祉資金貸付金等の充実
- ・生活保護受給者・生活困窮者の就労・自立支援の充実
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進

4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

(1) 調査研究の実施

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査

Ⅵ 参考資料：用語解説

頁	用語	解説
4	相対的貧困率	可処分所得(直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入)を低い順に並べた場合の中央値(真ん中の順位の人)の所得を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない世帯の割合
11 15 16 18	まなび・生活アドバイザー	福祉関係機関等とのネットワークを構築することで児童生徒の環境を改善し、社会的自立につながる者
13	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境の把握等を行う市町村事業
13 14	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点
14	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育・保育施設への巡回・助言や研修等を行う者
14 15	里親制度	親の病気や虐待など様々な事情により、養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度
15 18	京都府私学修学支援相談センター	京都府内の私立小学校・中学校・高等学校に在籍している児童・生徒及びその保護者を対象に不登校をはじめとした様々な問題の解決に向け、相談や学習支援を行う京都府私立中学高等学校連合会の支援センター
16	教育支援センター	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行う施設。府内18市町が設置
16 19 20	脱ひきこもり支援センター	ひきこもりの実態把握から社会適応、自立までを一体的に支援するための拠点として、平成29年4月に家庭支援総合センター内に設置。福知山総合庁舎内にサテライトを設置
17	フリースクール	一般にNPO等の民間団体が運営し、不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している施設。京都府では府内6施設を府認定フリースクールとして連携協力
19	自立就労サポートセンター	長期間離職されている方や、様々な理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。 本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施
12 16 18	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中でも自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育
20	チーム絆	脱ひきこもり支援センターと民間支援団体6団体が協働して、ひきこもり状態にある方とその家族を支援する仕組み
20	職親事業	ひきこもりの方の就労体験を受け入れる事業所を「職親」として認定し、1日から1箇月程度の就労体験活動を実施する事業
21	京都ジョブパーク	行政、労働者団体、経営者団体等による「地域で支える共同運営方式」を採用し、学生から高齢者、女性、障害のある方等、幅広い層の求職者に対し、相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する総合就業支援拠点。平成31年には中小企業人材確保・多様な働き方推進センターを開設し、京都企業の人材確保、就業環境改善に向けた取り組みを強化
22	福祉資金貸付金	ひとり親家庭の親の経済的自立と児童福祉の増進を目的とした修学資金・就学支度資金等の貸付制度
22	就労活動促進費	生活保護受給者のうち、早期に就労による保護脱却が可能と生活保護実施機関が判断する者で、活動要件を満たす者に対して月額5,000円を原則6か月以内の期間において支給するもの
22	就労自立給付金	生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要となくなった者に対して給付金を支給するもの
22	就労・奨学金返済一体型支援事業	京都府内の中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する事業

子供の貧困に関する指標比較表<国の大綱ベース>

No.		新指標	京都府数値	全国数値	備考	国数値の根拠
1		生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	94.5% (96.1%)	93.7% (90.8%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生数 分子：高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数 H30.4.1現在(前回H25.4.1)
2		生活保護世帯の子供の高等学校等中退率	6.3% (2.9%)	4.1% (5.3%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 H30.4.1現在(前回平成25.4.1)
3		生活保護世帯の子供の大学等進学率	44.1% (21.7%)	36.0% (32.9%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)、各種学校への進学生数 H30.4.1現在(前回H25.4.1)
4		児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	100% (100%)	95.8% (96.6%)		厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度(5月時点)に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 H30.5.1現在(前回H25.5.1)
5		児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	63% (6.3%)	30.8% (22.6%)		厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学生数 H30.5.1現在(前回H26.5.1)
6		ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	母子 85.3% (87.3%) 父子 81.3% (96.0%)	81.7% (72.3%)		国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(前回平成23年度調査) 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査(前回平成23年度調査) 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合
7		ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	—	95.9% (93.9%)		国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(前回平成23年度調査) 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査(前回平成23年度調査) 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数分子：高等学校、高等専門学校在籍者数
8		ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	母子 65.3% (48.6%) 父子 63.2% (41.2%)	58.5% (41.6%)		国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(前回平成23年度調査) 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査(前回平成23年度調査) 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数
9	教育の支援	全世帯の子供の高等学校中退率	1.0% (1.6%)	1.4% (1.5%)	新規	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数分子：高等学校中退者数 平成30年度調査(前回平成24年度調査)
10		全世帯の子供の高等学校中退者数	750人 (1,156人)	48,594人 (51,781人)	新規	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 平成30年度調査(前回平成24年度調査)
11		SSWによる対応実績のある学校の割合(小学校)	100% (8.5%)	50.9% (18.0%)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度調査) 分母：全公立小学校数分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小学校の数
12		SSWによる対応実績のある学校の割合(中学校)	100% (18.0%)	58.4% (23.8%)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度調査) 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数
13		SCの配置率(小学校) (巡回派遣校含む)	100% (84.7%)	67.6% (37.6%)		平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度調査) 分母：全公立小学校数分子：補助事業を活用したSCが配置された小学校の数
14		SCの配置率(中学校) (巡回派遣校含む)	100% (100%)	89.0% (82.4%)		平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度調査) 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数

15		就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	62.5% (58.3%)	65.6% (47.5%)	新規	平成29年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ(前回平成25年度) 分母: 全回答市町村数 分子: 「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
16		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	48.0% (-)	47.2% (-)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数分子: 「前年度までに実施」と回答した市町村数
17		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	52.0% (-)	56.8% (-)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数分子: 「前年度までに実施」と回答した市町村数
19		日本学生支援機構の給付型奨学金利用者数(学校種別)	-	-	新規	高等学校の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 ※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より開始。 (出所: 独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
20	生活の支援	滞納経験(電気・ガス・水道) ひとり親世帯		電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8% (-)	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計): 平成29年度調査 分母: ひとり親世帯数 分子: 滞納があったと答えた世帯数
21		滞納経験(電気・ガス・水道) 子供のいる全世帯		電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3% (-)	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計): 平成29年度調査 分母: 子供がいる世帯数 分子: 滞納があったと答えた世帯数
22		過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(ひとり親世帯)		食品 34.9% 衣服 39.7%	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計): 平成29年度調査 分母: ひとり親世帯数 分子: 「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
23		過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(子供のいる全世帯)		食品 16.9% 衣服 20.9%	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計): 平成29年度調査 分母: 子供がいる世帯数 分子: 「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
24		子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)		相談 8.9% お金援助 25.9%	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計): 平成29年度調査 分母: 個人票の有効回答者のうち、子供がいる世帯に属する個人の数 分子: 「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注) 等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得(世帯員人数を勘案した世帯所得)の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。
25	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(等価世帯所得第1~3十分位)	-	相談 7.2% お金援助 20.4%	新規		
26	保護者の就労支援	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	89.3% (83.5%)	80.8% (-)		平成27年国勢調査 分母: 父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子: 就業者数
27		ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.9% (90.7%)	88.1% (-)		平成27年国勢調査 分母: 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子: 就業者数
28		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	39.6% (-)	44.4% (-)	新規	平成27年国勢調査 分母: 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子: 正規の職員及び従業員の数
29		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	60.5% (-)	69.4% (-)	新規	平成27年国勢調査 分母: 父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子: 正規の職員及び従業員の数
30		子供の貧困率(国民生活基礎調査)	-	13.9% (16.3%)		平成27年国民生活基礎調査(前回平成24年調査) 分母: 子供(17歳以下)の数 分子: 等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数

31	経済的支援	子供の貧困率(全国消費実態調査)	—	7.9% (9.9%)	新規	平成26年全国消費実態調査(前回平成21年調査) 分母: 子供(17歳以下)の数 分子: 等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数
32		子供がいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率(国民生活基礎調査)	—	50.8% (54.6%)		平成27年国民生活基礎調査(前回平成24年) 分母: 子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員数 分子: 等価可処分所得が貧困線に満たない子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
33		子供がいる現役世帯のうち大人が2人の貧困率(全国消費実態調査)	—	47.7% (62.0%)	新規	平成26年全国消費実態調査(前回平成21年調査) 分母: 大人(18歳以上)一人と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数 分子: 等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供からなる世帯の世帯員数
34		ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	—	42.9% (37.7%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母: 母子世帯の親の数 分子: 養育費の取決めをしている親の数
35		ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)	—	20.8% (17.5%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母: 父子世帯の親の数 分子: 養育費の取決めをしている親の数
36		ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)	—	69.8% (77.5%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母: 母子世帯の子供の数 分子: 養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数
37		ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)	—	90.2% (92.6%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母: 父子世帯の子供の数 分子: 養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数

※()内は前回大綱値

子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25年6月26日
法律第64号

- 第一章 総則(第1条—第7条)
第二章 基本的施策(第8条—第14条)
第三章 子どもの貧困対策会議(第15条・第16条)
附則

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第5条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第7条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第8条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第2項第2号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第3項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第10条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第11条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第12条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第13条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第15条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第8条第2項各号に掲げる事項のうち前2項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年6月19日法律第41号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

参考③

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 - 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備

少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

○妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

○生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

○児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）

○養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

○地方公共団体の計画策定等支援

○子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
 - 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - 食料又は衣服が買えない経験
 - 子供の貧困率
 - ひとり親世帯の貧困率
- など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 **93.7%** (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 **4.1%** (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 **36.0%** (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 **95.8%** (平成30年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 **30.8%** (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) **81.7%** (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 **95.9%** (平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 **58.5%** (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 **1.4%** (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 **48,594人** (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 **50.9%** (平成30年度)
 - ・中学校 **58.4%** (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 **67.6%** (平成30年度)
 - ・中学校 **89.0%** (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 **65.6%** (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 **47.2%** (平成30年度)
 - ・中学校 **56.8%** (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専門学校

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 **80.8%** (平成27年)
 - ・父子世帯 **88.1%** (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 **44.4%** (平成27年)
 - ・父子世帯 **69.4%** (平成27年)

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 **14.8%** ガス料金 **17.2%** 水道料金 **13.8%**
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 **5.3%** ガス料金 **6.2%** 水道料金 **5.3%**
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 **34.9%**
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 **39.7%**
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 **16.9%**
(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 **20.9%**
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 **8.9%**
 - いざというときのお金の援助 **25.9%**
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 **7.2%**
 - いざというときのお金の援助 **20.4%**

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 **13.9%** (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 **7.9%** (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 **50.8%** (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 **47.7%** (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 **42.9%** (平成28年度)
 - ・父子世帯 **20.8%** (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 **69.8%** (平成28年度)
 - ・父子世帯 **90.2%** (平成28年度)

Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・家庭への復帰支援 ・退所等後の相談支援
- 支援体制の強化 ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化
 - ・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

京都府子どもの貧困対策検討会開催経過

開催日	主な協議内容
第1回 令元．7．8	子どもの貧困に係る現状及び課題
部会 令元．8．21	当事者との意見交換会
第2回 令元．9．20	子どもの貧困推進計画の見直しについて
第3回 令元．10．29	〃
第4回 令元．11．19	子どもの貧困対策推進計画(中間案)に係る協議
令元．12．19～令2．1．9	中間案に対する府民意見(パブリックコメント)募集
第5回 令2．1．21	子どもの貧困対策推進計画(案)に係る協議
— 令2．3．31	子どもの貧困対策推進計画の策定

京都府子どもの貧困対策検討会委員

区分	団体	氏名
有識者	京都府立大学名誉教授	◎小沢修司
	大阪市立大学大学院 准教授	五石敬路
	京都華頂大学 教授	流石智子
	立命館大学大学院 教授	野田正人
就労 福祉	京都ジョブパークカウンセラー	安藤ゆかり
	京都自立支援センター長	加藤義明
	京都府社会福祉協議会事務局次長	神戸望
	京都府母子寡婦福祉連合会母子部長	平清美
教育	京都府小学校校長会(綾部市立豊里小学校長)	四方智明
	京都府私立中学高等学校連合会副会長	佐々井宏平
	京都府立高等学校校長会(京都府立朱雀高等学校長)	増田恒
	京都府中学校長会(京田辺市立培良中学校長)	山下博史
民間 団体 等	NPO山科醍醐こどものひろば理事長	村井琢哉
	NPO亀岡人権交流センター理事長	杜恵美子
	チームせせらgooスマイルダイニング代表	新井達雄
	学生	中島翔太
市町村	京都府市長会(福知山市子育て包括・児童館担当次長)	芦田雅子
	京都府町村会(久御山町子育て支援課長)	和田敬司

◎検討会座長

